九　航空機の航行の方法に関すること。

十　（略）

十一　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

十二　航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステム（以下「管制情報処理システム」という。）による航空通信の実施に関すること。

十三　（略）

十四　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

十五　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十六・十七　（略）

十八　飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十九　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二十～三十　（略）

三十一　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

三十二～三十九　（略）

（次長）

第三十九条　新千歳空港事務所に次長二人を、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所にそれぞれ次長一人を置く。

2　（略）

（広域空港管理官）

第三十九条の三　高松空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれ広域空港管理官一人を置く。

2　（略）

（システム運用管理官）

第三十九条の五　新千歳空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれシステム運用管理官一人を置く。

2　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　（略）

2　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空通信の実施に関すること。

九　航空機の航行の方法に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十　（略）

十一　航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

十二　航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステム（以下「管制情報処理システム」という。）による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

十三　（略）

十四　電話による航空通信の実施に関すること。

十五　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること。

十六・十七　（略）

十八　飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に関すること。

十九　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。

二十～三十　（略）

三十一　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

三十二～三十九　（略）

（次長）

第三十九条　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所にそれぞれ次長一人を置く。

2　（略）

（広域空港管理官）

第三十九条の三　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれ広域空港管理官一人を置く。

2　（略）

（システム運用管理官）

第三十九条の五　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、システム運用管理官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　（略）

2　新千歳空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空通信の実施に関すること。